

内容が一部変更され、対象を拡大

住宅防音補助事業

国では、人間飛行場（航空自衛隊入間基地）周辺における航空機の離着陸などによる騒音の障害を防止・軽減するために、個人住宅の防音工事にかかる費用を補助する「住宅防音補助事業」を行っています。このたび防音工事の内容に、新しい制度の導入や改定がありました。住宅防音工事対象区域内に現在お住まいで、住宅防音工事を希望されるかたは、次の内容で補助を受けることができます。

住宅防音工事の対象となる住宅

指定区域に最終告示日（昭和58年12月24日）以前に建てられた自己所有の

有の家屋または貸家での居住している住宅が対象です。

住宅防音工事の種類

建替防音工事

新しい制度として、80W・85Wの区域にある住宅で、過去に防音工事を受け、工事後10年以上経過して「建て替えを予定」または「建て替えた」住宅の防音工事を、再度行えるようになりました。ただし、建て替え前と建て替え後の住宅に代替

性・継続性があると認められるものに限り、
特定住宅防音工事

特定住宅防音工事

工事の内容が一部改定され、告示後住宅（昭和58年12月24日までに建てられた住宅）の防音工事の対象範囲を80Wの区域まで拡大しました。

これにより、新規工事と追加工事を併せて行えるようになりました。

冷暖房機などの取り替え
防音工事を実施した住宅で、10年

以上経過し、故障した冷暖房機、換気扇などについて所有者の一部負担を条件に、取り替え工事ができます。平成11年度は昭和63年度までに防音工事を実施した住宅が対象です。

住宅防音工事の内容

80W・85Wの区域

防音仕様の壁、天井、サッシ、ふすまなどを使った改造・取り替え工事、冷暖房機、換気扇などの取り付け工事を行います。

75Wの区域

防音仕様のサッシ、ふすまなどを使った改造・取り替え工事、冷暖房機、換気扇などの取り付け工事を行います。換気扇は工事を実施する各室に取り付けますが、冷暖房機については実施する部屋数により異なります。

防音工事のできる居室数

新規防音工事（1度目の防音工事）
工事の内容が一部改定され、防音工事対象室数が2室になりました。

追加防音工事2度目の防音工事）

- 1人世帯：2室 2人世帯：3室
 - 3人世帯：4室 4人以上世帯：5室
- 追加工事は、右記居室数から1度目の防音工事（新規防音工事）を差し引いた室数になります。

防音工事にご協力を

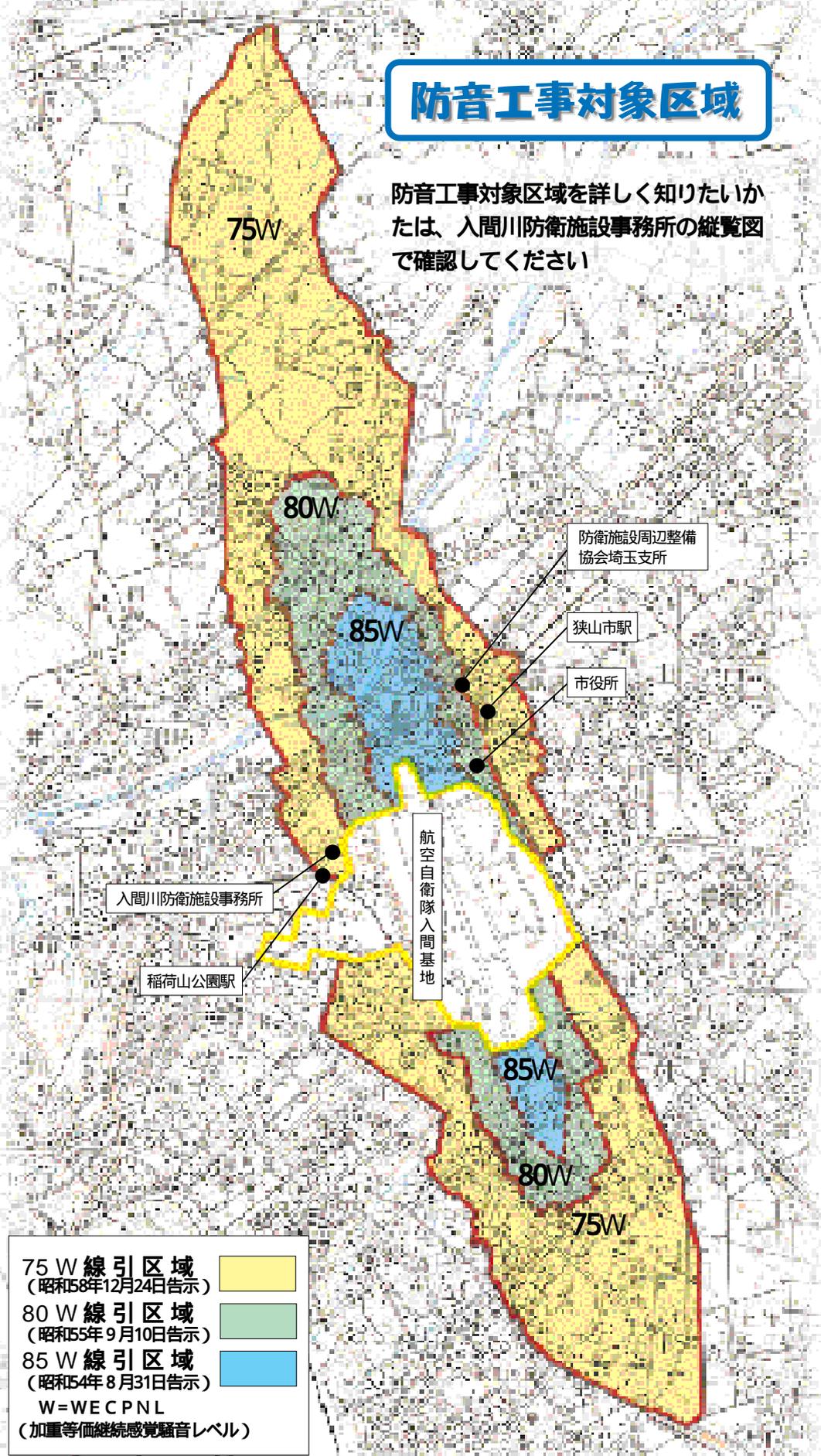
防音工事の申し込みは、原則として家屋の所有者となっています。借家人が工事を希望する場合、家主のかたは工事の目的を「理解いただき、ご協力を願います。」

施工業者の選定

施工業者などの選定・決定は、防音工事を希望するかたが自分で行うこととなります。

防音工事対象区域

防音工事対象区域を詳しく知りたいか
たは、入間川防衛施設事務所の縦覧図
で確認してください



75 W 線引区域
(昭和58年12月24日告示)

80 W 線引区域
(昭和55年9月10日告示)

85 W 線引区域
(昭和54年8月31日告示)

W=WECPNL
(加重等価継続感覚騒音レベル)

住宅防音工事の 申し込み

直接または電話で、東京防衛施設
局事業部施設対策第三課(財)防衛施
設周辺整備協会埼玉支所へ 申し込
み多数の場合、希望する年度の次年

登記簿謄本等が必要になります



問い合わせ東京防衛施設局事業部施設対策第三課(東京都港
区赤坂9・7・45) ☎03・3408・5211 内線3501・
3502・3503・3520・3888(財)防衛施設周辺
整備協会埼玉支所(入間川2・2・25 中央図書館5階) ☎953
・6277・☎953・6278か入間川防衛施設事務所(稻
荷山1・10) ☎953・5000